

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP


2021年1月1日
以降始期契約用

新長期分割用



はじめての 自動車保険

個人用自動車保険



はじめて車を持つあなたをしっかりと守る
安心をパッケージにしてお届けします。

オーナーデビューしたあなたのカーライフを長く応援します。

三井住友海上は『はじめて はじめてお車を持つあなた

はじめての
安心

1

はじめてお車を持つあなたをしっかりと守る 安心をパッケージ P5~6

はじめて自動車保険に加入するあなたのために、
もしものときにしっかりと補償する「基本的な補償」と
「選べるお車の補償」をパッケージにしてご提案。
安心の補償であなたをお守りします。

「安心パッケージ」

基本的な
補償

選べる
お車の補償

はじめての
安心

2

スムーズな解決に導く 事故対応 P7

事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち、多くの経験を
積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。

年間約**2,531,000**件
1日あたり約**6,900**件の解決実績
＜2019年度＞

保険金お支払センター 専門スタッフ
約6,000名（2020年4月現在）



はじめての
安心

3

充実のロードサービス P8

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、現場での応急処置や
レッカーけん引など、充実のロードサービスをご提供します。

おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約**4,300**か所（2020年4月現在）

24時間365日体制でお客様のトラブル現場へ出動！



『はじめての自動車保険』で、 をしっかりお守りします。

はじめてお車を持つあなたを不安にさせたくない。

だから私たちは、あなたをしっかりお守りする安心をご提案します。

安心のパッケージで「もしも」のときにしっかり補償。

トラブルに直面したときは、専門スタッフがチーム一丸となってスムーズな解決に導き、あなたをお守りします。

三井住友海上は全国約36,000店の代理店と共に「安心」をお届けします。

オーナーデビューしたあなたのカーライフを、しっかり守る自動車保険。

それが、『はじめての自動車保険』です。

※代理店数(2020年4月現在)



三井住友海上は、
代理店と共にお客さまをお守りします。

『はじめての自動車保険』をご契約いただく前に

『はじめての自動車保険』は個人のお客さま向けの商品です。次の①～③のすべてにあてはまる場合にご契約いただけます。

- ① 記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)が個人
- ② ノンフリート契約(所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(注)をご契約されている合計台数が9台以下のご契約)

(注) 自動車共済を除きます。

- ③ ご契約のお車が自家用8車種であり、事業にのみ使用する自動車ではない

※自家用8車種については、「用語のご説明」P21をご参照ください。

ご契約の際にご確認いただく流れ

- 1 お車を運転する方について
<運転する方の範囲や運転者年齢条件の設定>
詳しい説明は P14
- 2 ご契約のお車の使用目的について
詳しい説明は P14
- 3 保険料の決定の仕組みについて
<等級別料率制度・割引等>
詳しい説明は P15 P16
- 4 保険料の払込方法について
詳しい説明は P16

このパンフレットは、新長期保険料分割払特約をセットした『はじめての自動車保険』<個人用自動車保険>の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問合わせください。





はじめての自動車保険って

1

はじめてお車を持つあなたのための自動車保険です。

『はじめての自動車保険』は、はじめて自動車保険に加入する方向けの商品です。

運転免許証の色がグリーンやブルーの方に おすすめです。



※運転免許証の色がゴールドの方は、取扱代理店にお問合わせください。

2

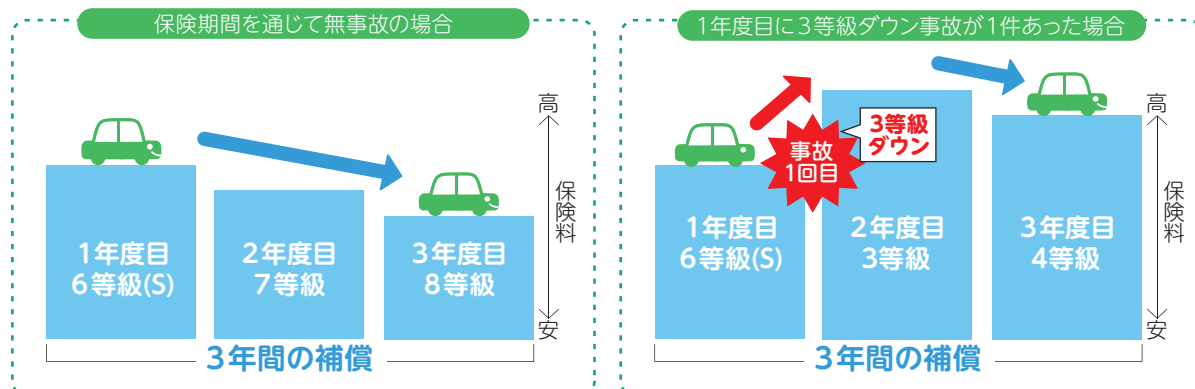
新長期分割型を選択されるお客さまへ

3年間の補償でああなたのカーライフをしっかりお守りします。



1度のご契約で3年間補償が継続します。毎年の継続手続きの手間が少なく便利で安心です。

〈等級・保険料のイメージ〉



※1 「新長期分割型」とは、「新長期保険料分割払特約」をセットした『はじめての自動車保険』をいいます。
※2 その他の保険期間、払込方法も選択可能です。詳細は、取扱代理店または当社までお問合わせください。

Q1 満期後に引続き契約する場合などに、『はじめての自動車保険』に加入できますか？

A1 いいえ、できません。

『はじめての自動車保険』は、はじめて自動車保険に加入する方向けの商品となります。他社で自動車保険に加入されていた場合も『はじめての自動車保険』に加入することはできません。継続契約については「GK フルマの保険」または「自動車保険・一般用」での加入となります。

Q2 等級って何ですか？

A2 等級とは、保険料を決定する要素の1つで、運転者の事故歴に基づいて決定されます。

- 等級が下がるほど保険料が高く、等級が上がるほど保険料が安くなります。
- 新たに自動車保険に加入する場合は6等級(S)からスタートし^(注)、1年間無事故だと等級が1つ上がり、事故があったら等級が下がります。



(注)セカンドカー割引の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。セカンドカー割引の適用条件については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

※等級の詳しい説明は P15 をご覧ください。

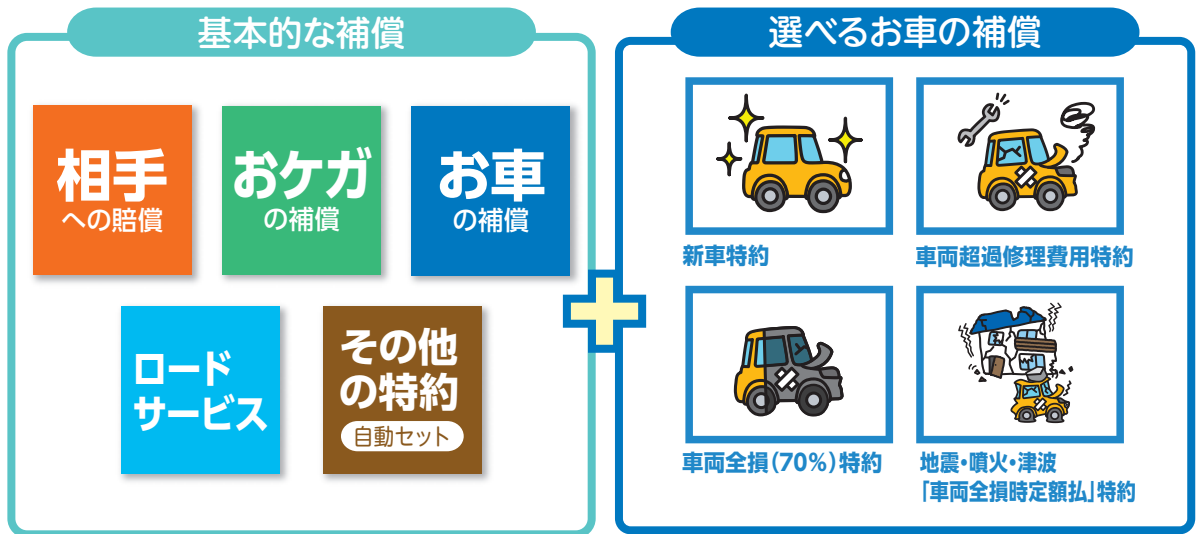
どんな保険？



3

「基本的な補償」と「選べるお車の補償」で安心をお届けします。

『はじめての自動車保険』は、「基本的な補償」と「選べるお車の補償」を「安心パッケージ」としてご提案します。『安心パッケージ』の内容 ➡ P5~6



Check!!

三井住友海上の24時間単位型自動車運転者保険

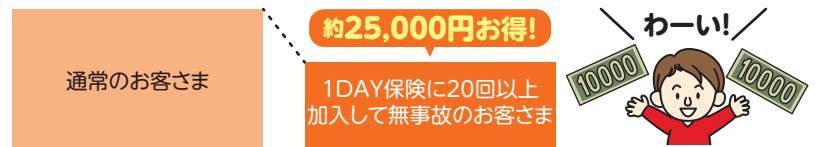
1DAY保険 クルマを借りたら忘れずに をご契約されたことがある場合、
そのご契約実績に応じて

はじめての自動車保険 が **最大20%割引!**

1DAY保険をご契約するほどお得! 1DAYマイレージ割引!



具体例 ➡



※上記は6等級(S)の場合の割引率です。
1DAY保険における無事故実績に応じて、はじめて加入する自動車保険の保険料が割引されます。
(「1DAYマイレージ割引」適用条件等の詳しい説明は ➡ P16)

「1DAYマイレージ割引」を適用していない『はじめての自動車保険』の平均的な保険料(注)が年間約130,000円です。同一のご契約条件で、「1DAYマイレージ割引」を20%適用した場合の『はじめての自動車保険』の保険料(注)は年間約105,000円と、約25,000円お得に加入できます。
(注)自家用普通乗用車、記名被保険者年齢30才で車両保険をセットした場合の平均的な保険料です。実際の保険料はご契約条件によって異なります。

1DAY保険のご契約回数を確認する方法は簡単3ステップ!

1DAY保険専用手続きサイトにアクセス

「契約内容の確認/取消」を選択

「申込一覧」のご契約日数の合計が「ご契約回数」です。

セブン-イレブン店舗のマルチコピー機にて『コンビニ加入型1DAY保険』をご契約された方は、「セブン-イレブンで入る保険」(<https://ehokenstore.com/oneday/>)サイトでご契約回数をご確認ください。

専用サイトはこちら ➡

※スマートフォンにてご契約された「1DAY保険」とセブン-イレブン店舗のマルチコピー機にてご契約された『コンビニ加入型1DAY保険』のご契約回数は、「1DAYマイレージ割引」の割引率の算出時に合算できます。

商品の全体像
補償の概要
相手
おケガ
お車
ご確認事項
補償の詳細
用語のご説明など

はじめての
安心

1

基本的な
補償



選べる
お車の補償

はじめてお車 安心をパッケ

はじめてお車を持つ方に当社がおすすめする補償・特約をセットした「基本的な補償」

相手 への賠償

自動セット

P9

相手にケガを
させてしまった場合に

対人賠償保険



相手のモノを壊して
しまった場合に

対物賠償保険



相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に

対物超過修理費用
特約



おケガ の補償

自動セット

P10

ご自身や同乗者の
ケガの治療費に

人身傷害保険



お車 の補償

P11~12

ご契約の
お車の修理費に

車両保険



一方的に追突された場合などで、
相手から修理費を受け取れないときに

車両保険無過失
事故特約



ご契約のお車が全損になった
場合の廃車や買替時の諸費用に

全損時諸費用特約



ロード サービス

自動セット

P8

ご契約のお車が動かなく
なってしまった場合に

ロードサービス
費用特約



当社のロードサービス
おクルマQQ隊のサービスを
あわせてご提供します。

※「移動費用対象外特約」が自動セットされます。

その他 の特約

自動セット

P20

友人や知人などから借りたお車で
事故を起こしてしまった場合に

他車運転特約



ご契約のお車の欠陥や不正アクセス
等による事故が起きた場合に

不正アクセス・車両の欠陥等
による事故の被害者救済
費用特約



心神喪失等により運転者に賠償責任
が発生しない事故が起きた場合に

心神喪失等による
事故の被害者
救済費用特約



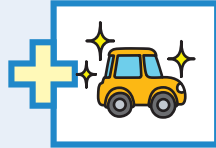
「安心パッケージ」とは、ご契約のお車を運転中のリスクをしっかりとカバーする補償・特約（「基本的な補償」）をセットした、当社がはじめてお車を持つ方におすすめのご契約プランです。なお、「基本的な補償」のうち、お車の補償（車両保険・車両保険無過失事故特約・全損時諸費用特約）についてはセットしないことも可能です。

を持つあなたをしっかりと守る ージ

ご希望のお客さまには、「選べるお車の補償」もご用意！

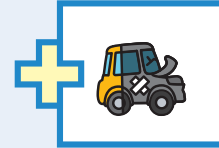
事故にあったらお車の買替をご希望のお客さまは… → P13

新車が大きな
損傷を受けた
場合に、また新車に
買い替えられる



新車特約

お車が
車両保険金額の
70%以上の損害
を受けた場合に、
車両保険金額を100%補償



車両全損(70%)特約

事故にあったらお車を修理して乗り続けたいお客さまは… → P13

お車の修理費
が高額
になっても安心



車両超過修理費用特約

地震等への備えをしておきたいお客さまは… → P11

地震・噴火または
これらによる津波で
ご契約のお車が全損に
なった場合に備えて



地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

選べる
お車の補償

さらに充実した補償をお求めのお客さまには、『GK クルマの保険』をご用意しています。

⚠ 以下については『はじめての自動車保険』では補償できませんので、ご注意ください。

- 「臨時代替自動車特約」(ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車を使用中の事故についての補償)はありません。

※臨時に借りたお車を運転中の事故については、「他車運転特約」で補償できるケースもあります。

『GK クルマの保険』では、「他車運転特約」のほか、「臨時代替自動車特約」が自動セットされます。

- 日常生活事故における賠償補償や、弁護士費用に備える補償はありません。

[賠償事故に関する特約]



自転車で歩行者にぶつかるなど、
日常生活で相手に損害を
与えてしまった

[弁護士費用に関する特約]



歩行中、自転車に衝突されてケガを
したなど、日常生活全般の事故で
相手の方との交渉が必要になった

『GK クルマの保険』では、運転中以外も含めてさまざまなリスクに備えることも可能です。このほかにも、充実の補償をラインナップしています。

- ロードサービス費用特約における走行不能時のレンタカー費用はありません。

『GK クルマの保険』では、ロードサービス費用特約で運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金や修理後引取費用保険金に加え、事故や故障等でご契約のお車が走行できなくなった場合に臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金やレンタカー費用保険金(1日あたり7,000円を限度)をお支払いします。

- 当社オリジナルの専用ドライブレコーダーを利用したサービスはありません。

『GK クルマの保険』では、『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』^(注)として、事故時や安全運転をサポートする各種サービスがご利用可能です。

(注)『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』は『GK クルマの保険』に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした場合のペットネームです。



事故で不安なお客さまをしっかりサポート!

スムーズな解決に導く事故対応



事故受付センター

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

24時間365日対応でお客さまの不安を解消します。

24時間365日 専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、 安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。



事故対応

全国に166か所の拠点網!(2020年4月現在)

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



保険金お支払センター



専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

入院まごころ訪問

ご要望に応じてお客さまのもとをご訪問し、不安な点などにいち早くお応えします。

紹介ネットワーク

独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告し、安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



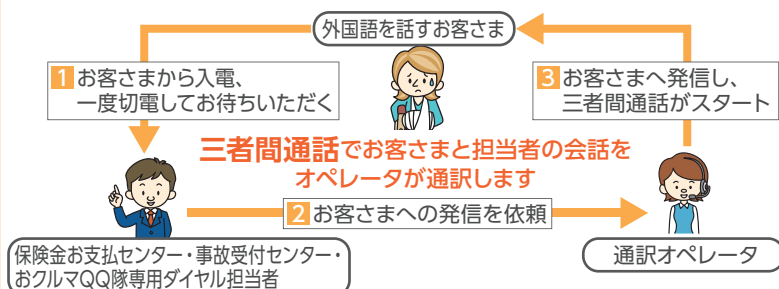
外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話 (同時通訳) サービス 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等17か国語に対応

お客さま・当社担当者・通訳オペレータの三者が電話回線を同時接続し、会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。
事故受付センター・おクルマQQ隊専用ダイヤルの対応時間 24時間(無休)

手話通話サービス

テレビ電話を通じてお客さまとオペレータが手話や筆談でやり取りし、それを同時にオペレータが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図れるため、スムーズな事故対応が可能となります。
事故受付センター・おクルマQQ隊専用ダイヤルの対応時間 8:00~21:00(無休)



ご注意ください

- おクルマQQ隊はロードサービス費用特約をセットしたご契約に提供します。
- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「専用ダイヤル」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。
- 宿泊費用・移動費用・レンタカー費用を対象外とする「移動費用対象外特約」が自動セットされます。



※LINEはLINE(株)の登録商標です。

はじめての安心
3

事故や故障でお車が動かない時も
しっかりサポート!

充実のロードサービス

おクルマQQ隊 専用ダイヤル 0120-096-991 (無料)

詳しい説明は P19

※スマートフォンからお電話いただいた場合、音声ガイダンスに従ってお手続きいただくことで「おクルマQQ隊LINE公式アカウント」でのご連絡ができます。詳細は当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

24時間365日充実のロードサービスをご提供します。

「専用ダイヤル」のオペレータが、全国の提携業者に現場へ急行するよう手配して、トラブル解消をサポートします。

故障だ! 車が動かない、どうしよう・・・

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ応急処置を行います!

応急処置

おクルマQQ隊
故障トラブル・
ガス欠QQサービス

サービス
内容

1回限り(注)



バッテリー上がり時
のジャンピング

1回限り(注)



ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)



キー閉じ込み時の
ドアの解錠



パンク時のスペア
タイヤ交換

左記以外に、
現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業もサービスの
対象となります!

(注) 保険期間中それぞれ1回(新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

修理工場までレッカーけん引が必要になった・・・

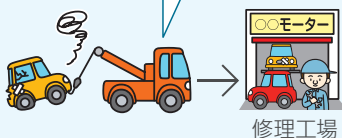
レッカー
けん引費用
など

おクルマQQ隊
レッカーQQ
手配サービス

レッカー業者がかけつけ、レッカーけん引をトータルサポート!

レッカーにかかる次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。
なお、ご自身でレッカー業者を手配した場合も対象です。

レッカーけん引は、
約500km(注1)まで対応!!



①運搬費用	・修理工場までのレッカー費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円(注2)を 限度に補償
②修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して 15万円を限度に補償
③修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	※③のみ自己負担額1,000円あり

(注1) 提携しているロードサービス提供者における、車両区分が普通車に該当する場合の実績に基づく当社試算です。
実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーけん引距離が増減し、自己負担が発生する場合があります。
(注2) 車両保険をセットする場合は、「車両保険金額の10%、または30万円」のいずれか高い額となります。

ロードサービス費用特約により保険金をお支払いしても、翌保険年度または継続契約の等級は下がりません。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけないことがあります

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合 等

はじめての安心
2・3

共通

当社のスマートフォン用アプリ「スマ保」から、 スムーズな事故連絡・ロードサービスの手配が可能です!!

CHECK!!

スマ保

当社への事故連絡がカンタン!

画面をタップすることで、事故受付センター、おクルマQQ隊専用ダイヤルへ簡単に連絡できます!

位置情報を自動送信!(注)

GPS位置情報の自動送信が可能です。
見知らぬ土地での事故・故障時もこれで安心!

「スマ保」の
ダウンロード(無料)は
こちらのQRコードから



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

(注) ご契約の証券番号も自動送信されます。ただし、当社「ご契約者さま専用ページ」のメールアドレス(ユーザーID)をご登録いただいている場合に限りです。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など



基本的な補償



詳しい説明は → P17

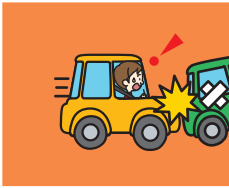
示談交渉サービス付

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に補償します。

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

基本的な補償



詳しい説明は → P17

示談交渉サービス付

対物賠償保険

相手の方の車や電柱などを壊してしまった場合に補償します。

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・ご自宅の駐車場で同居のご両親が所有するお車にぶつかり壊してしまった
- ・ご自宅の家屋にぶつかり玄関を壊してしまった

ワンポイント

対人賠償保険・対物賠償保険

相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。

高額判決例

対人賠償	事案	認定総損害額
	歩行者(眼科開業医・男性41才)がタクシーにひかれ死亡した。(2011年11月1日横浜地裁判決)	5億2,853万円
対物賠償	事案	認定総損害額
	普通貨物車が大型トレーラーに追突して積載品等を損壊した。(2011年12月7日大阪地裁判決)	1億1,798万円

基本的な補償



詳しい説明は → P17

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額より高くなった場合に補償します。

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了された場合に限りです。

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。示談交渉は当社におまかせください。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、次のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

示談交渉サービス

Q



最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えています。これらの事故の場合でも補償はできますか？

A



はい。万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれておりますので、安心です。

さらに

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように心神喪失等による事故の被害者救済費用特約が自動セットされておりますので、さらに安心です。

詳しい説明は → P20



基本的な補償



詳しい説明は → P17

人身傷害保険

事故でご自身や同乗者の方がケガをしてしまった場合に、治療費や働けない間の収入などを補償します。

ご契約のお車に搭乗中などの事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。



POINT 1 相手の方がいる事故の場合でも、示談成立を待つことなく保険金をお受け取りいただけます。

たとえば

実際に発生した損害：5,000万円(注)
過失割合：お客さま40% 相手方60%

人身傷害保険がない場合

お客さまの自己負担額
2,000万円(40%)
相手の方からの賠償金
3,000万円(60%)

人身傷害保険がある場合
(保険金額5,000万円のと き)

人身傷害保険金
5,000万円

人身傷害保険でまとめてカバー!

(注) 損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

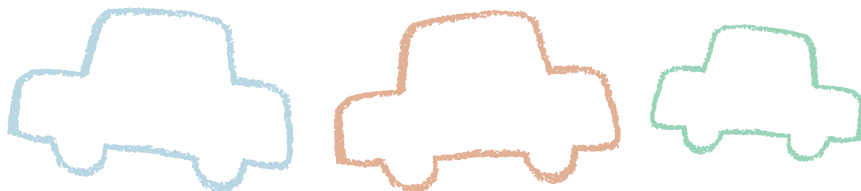


年令別の保険金額の目安

※当社基準にて算出した一例です。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

年令	扶養家族の有無	死亡された場合
25才	あり	1億円
	なし	9,000万円
35才	あり	1億円
	なし	8,000万円
45才	あり	9,000万円
	なし	6,500万円
55才	あり	7,000万円
	なし	5,000万円
60才	あり	6,000万円
	なし	4,500万円

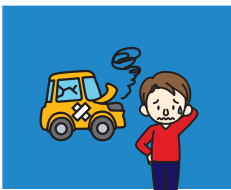
事故で重い障害が残ってしまったら、死亡された場合よりも損害の額が大きくなる場合があります。人身傷害保険では重度後遺障害が発生し、介護が必要となる場合、保険金額の2倍の額を限度にお支払いします。



お車の補償



基本的な補償



詳しい説明は **P18**

車両保険には、車両価額協定保険特約 P18 が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

車両保険

大切なお車が壊れた場合、修理費を補償します。

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。



車両保険「10補償限定」特約 P18 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①相手自動車との衝突・接触	②自動車によるあて逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑧落書、いたづら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注1)	⑪歩行者・自転車・動物(注2)との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

(注1) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます。

(注2) 動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。補償内容等の詳細は、**P19**をご覧ください。

※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般補償)にのみセット可能です。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

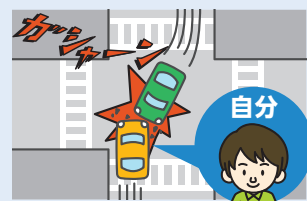


先日、信号機のない交差点で急に右折してきた車と出会い頭の事故にあい、当然相手から全額補償してもらえと思ったのですが、**私にも過失が2割あると言われて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。**これまでは車両保険の加入すら考えたことがなかったのですが、**代理店からのすすめで加入していたおかげで、保険を使って修理でき、助かりました。**

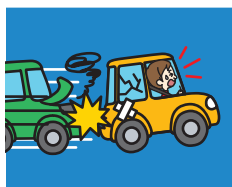
ワンポイント ご存知ですか?

自分が直進、相手が右折時の衝突事故の基本的な過失割合は、**自分:相手=2:8**となります。

※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。



基本的な補償



詳しい説明は → P18

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合などで、
車両保険金を受け取っても等級が下がりにません。

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、翌保険年度または継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

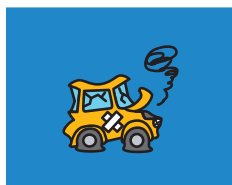
※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。
※2 新車特約等の所定の特約により車両保険金をお支払いする場合は、取扱いが異なります。

こんな場合にお役に立ちます



先日、交差点で信号待ちしている際に追突されました。**なんと相手の方が任意保険に未加入だったことを知り愕然としました。**そんなとき、代理店の方が車両保険無過失事故特約が適用できることを教えてくれたんです。自分の車両保険を使って修理しても**翌保険年度の等級が下がらなかった**ので、とても助かりました。

基本的な補償



詳しい説明は → P18

全損時諸費用特約

事故でお車が全損になってしまった場合、
廃車や買替時の諸費用を補償します。

事故でご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10% (20万円限度) をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合、10万円をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます



先日、車が大破してしまいました。代わりに中古車を買うことにしたのですが、**消費税に加えて買替時の諸費用が色々あって結構な出費になりました。**車両保険で支払ってもらった保険金だけでは自己負担が発生するところでした。

車両保険をセットした場合、車両保険金のお支払いの際に免責金額が発生します。

『はじめての自動車保険』の免責金額の設定方式		事故の回数 ^(注)	免責金額	
定額方式	1回目の事故に適用される免責金額と2回目以降の事故に適用される免責金額が 同じ金額	事故の回数にかかわらず	10万円・15万円	のいずれか
増額方式 ^(注)	1回目の事故に適用される免責金額より2回目以降の事故に適用される免責金額が 高い金額	1回目の事故	0円(なし)・5万円	のいずれか
		2回目以降の事故	10万円	

(注)「1回目」「2回目」といった事故の回数は、保険期間ごとに数えます。新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度ごとに数えます。

※1 『はじめての自動車保険』では、上表以外の免責金額の設定はできません。

※2 その他、保険金額やセットする特約等によって、取扱いが異なる場合があります。

Q



免責金額とは
なんですか？

A



免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、修理費などから差し引く金額で、**自己負担となる金額をいいます。**

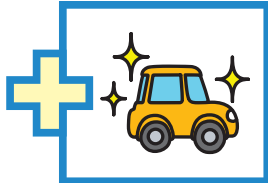
たとえば…

免責金額を5万円を設定した場合、修理費が50万円なら、お客さまのご負担は5万円、当社からお支払いする保険金は45万円になります。





選べるお車の補償



詳しい説明は → P18

新車特約

事故で新車が大きな損傷を受けた場合、もう一度新車に買い替えられます。

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、満期日の属する月が初度登録（初度検査）年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上のときに限りセットできます。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！助かった！

買ったばかりの新車が事故で大きな損傷を受けてしまいましたが、新車特約をセットしていたので**車両保険金で購入費用が支払われ、同じ車種の新車を購入できました**。ローンの残りもあったのでとても不安でしたが、助かりました。



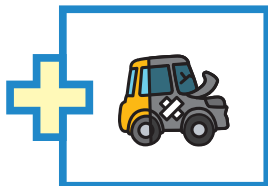
たとえば

新車保険金額：160万円
損害の額：80万円（新車保険金額の50%）

新たに購入するお車の費用

（車両本体価格＋付属品の価格＋消費税）を160万円まで補償します。

選べるお車の補償



詳しい説明は → P18

車両全損(70%)特約

事故でお車が壊れた場合、新しいお車への買替を検討できます。

ご契約のお車（車両保険金額が50万円以上）が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！助かった！

事故で車に大きな損害が発生してしまい、仕方なく買い替えることにしたんです。でも、車両全損(70%)特約をセットしていたおかげで、全損ではないのに車両保険金を100%受け取れて、**自己負担を抑えることができました**。

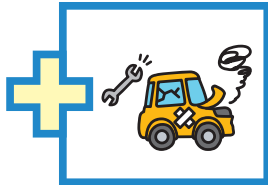


たとえば

車両保険金額：100万円
損害の額：70万円（車両保険金額の70%）

車両保険金を満額の100万円受け取れます。

選べるお車の補償



詳しい説明は → P18

車両超過修理費用特約

事故にあってもしっかり修理して、愛車に乗り続けられます。

始期日の属する月が初度登録（初度検査）年月の翌月から起算して25か月を超えるご契約のお車が事故にあって、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了した場合に限ります。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！助かった！

愛車に、事故で大きな損害が発生してしまいました。気に入って乗っている車だったし、買い替えたくなかったので、**車両超過修理費用特約で修理ができて本当に助かりました**。



たとえば

車両保険金額 100万円
修理費 130万円

差額の30万円もお支払いします。

ご確認事項 (運転する方とお車 / 保険料)

1. 運転する方とお車について

(1) 運転する方の範囲 (運転者を限定する特約と運転者年齢条件の設定)

「ご本人だけ」または「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年齢条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者限定特約にて運転者を限定した場合は限定した方が、運転者年齢条件特約にて運転者年齢条件を設定した場合は運転者年齢条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から↓を進んでください。



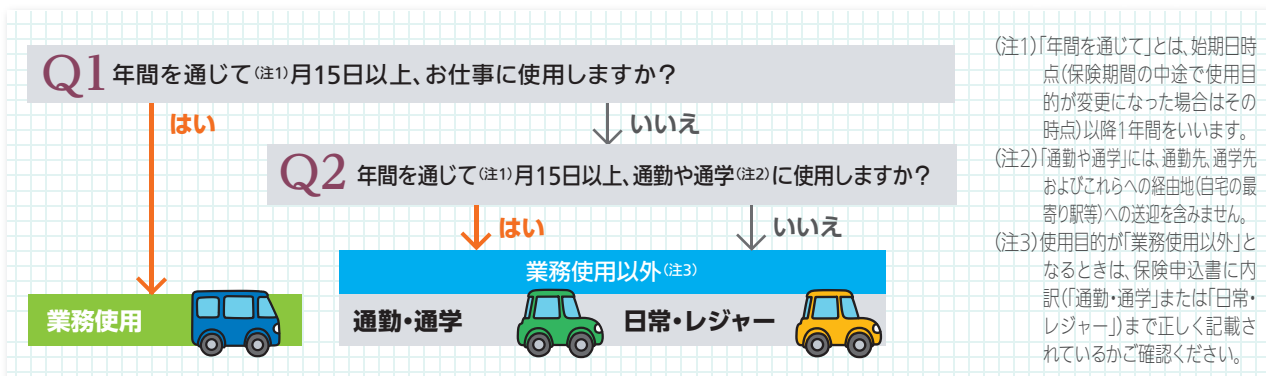
(注)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的を正しく設定してください。

※1 使用目的を次のチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります。(たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります。)ただし、設定した使用目的の区分に変更が発生していない場合に限りです。

※2 故意または重大な過失によって、事実と異なる設定をした場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。



2. 保険料の決定の仕組み等について

(1) 等級別料率制度

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

たとえばこんな事故です。

3等級ダウン事故とは…

- ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故

1等級ダウン事故とは…

- ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故
- ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故

ノーカウント事故とは…

- ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故

保険金支払対象事故があったら事故の種類により
1件につき
3等級または
1等級ダウン (注1)
ただし、ノーカウント事故は、
無事故の場合と同様に
取り扱います。



1年間
無事故なら
**1等級
アップ**



このパンフレットに保険料の記載はありません。保険料はお客さまの等級、お車の情報や年齢等によって変わります。実際の保険料の案内をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

① 新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合 (注2) で、**セカンドカー割引** の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

1台目のご契約	6等級(S)	割増4%
2台目以降のご契約	7等級(S)	割引34%

※セカンドカー割引の適用条件については、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

② 継続してご契約される場合 (注3)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年 (注4) で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率 (注5) が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

【無事故】の割増引率	割増			割引																
等級	1 <small>(注6)</small>	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 <small>(注7)</small>
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年 (注4) で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ上がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率 (注5) が適用されます。 (注1) なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取り扱いします。

【事故有】の割増引率	割増			割引																
等級	1 <small>(注6)</small>	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 <small>(注7)</small>
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



ご契約の保険期間が1年 (注4) で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

(注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。

(注2) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注3) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注4) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年を超える

長期契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)

(注5) 一部の補償については、割増引率が適用されません。

(注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。

(注7) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。

※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

上記は保険期間が1年の場合の等級別料率制度についてご説明したものです。

新長期保険料分割払特約をセットした『はじめての自動車保険』の場合

「継続契約」を「翌保険年度または継続契約」に読み替えます。

(2) 記名被保険者年齢別料率

運転者年齢条件を「26才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。^(注)

- 記名被保険者の年齢が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

29才以下 30～39才 40～49才 50～59才

- 記名被保険者の年齢が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年齢(1才ごと)別の料率が適用されます。

(注) 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

※記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、1～17までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は、1～3までの3段階^(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

手続きもまとめて
1回で済むので、便利です!

ノンフリート多数割引 保険契約者が2台以上のお車をまとめてご契約し、記名被保険者が次の①～③等に該当する場合、保険料が割引となります。

- ①保険契約者
- ②保険契約者の配偶者
- ③「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族

2台お持ちなら

3～5台お持ちなら

6台以上お持ちなら



割引
3%



割引
4%



割引
6%

1DAYマイルージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)

割引
最大20%

次の条件をすべて満たす場合に保険料が割引となります。

- 6等級(S)または7等級(S)が適用される前契約のないノンフリート契約であること。
- 記名被保険者を同一とし、始期日の前日から過去3年以内に満期日がある『1DAY保険(24時間単位型自動車運転者保険)』の契約回数が通算して5回以上^(注)であり、そのすべての契約に事故が発生していないこと。

(注) たとえば、1度に保険期間を3日として契約した場合の契約回数は3回となります。

※適用される割引率は、『1DAY保険』の契約回数が「5～9回」の場合、「10～19回」の場合、「20回以上」の場合で異なります。

1 クルマを借りたら忘れずに **1DAY保険** お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。
(24時間単位型自動車運転者保険)

24時間単位でご契約 スマートフォンで手続き完結 複数回利用で割引 お車購入時の自動車保険への特典

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

新車割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。
ASV割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降」かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が割引となります。 (型式の発売年月について) (適用例) ご契約の始期日が2021年1月1日から2021年12月31日の場合、型式の発売年月が2018年4月以降のお車が対象となります。
福祉車両割引	ご契約のお車が所定の基準を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)の場合に、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険などの保険料が3%割引となります。
ECOカー割引 (先進環境対策車割引)	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が3%割引となります。

割引内容の詳細や適用条件等は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。

たとえば、**新車割引** **ASV割引** **ECOカー割引(先進環境対策車割引)** については、保険期間中にご契約のお車の用途車を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法

好きな払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。 ●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式)

※1 クレジットカード払(登録方式)は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。







※2 保険期間の途中での払込方法の変更はできません。



補償の詳細と保険金をお支払いしない主な場合 (補償・特約についてのご説明)

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されるマークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で表示されているマークに該当する場合は、保険金をお支払いできません。

 故意 保険契約者等の故意によって発生した損害 ^(注) (注) 故意によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。	 無免許運転、麻薬、酒気帯び 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害	 競技・曲技等 ご契約のお車等を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
 故意または重大な過失 保険契約者等の故意または重大な過失によって発生した損害 ^(注) (注) 故意または重大な過失によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。	 脳疾患・疾病・心神喪失 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生した損害	 地震・噴火・津波 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

※「損害」とは、対人賠償保険等の賠償責任に関する補償・特約の場合、「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」、人身傷害保険のおケガに関する補償の場合、「損害またはケガ」に読み替えます。

相手への賠償

補償内容

対人賠償保険 すべてのご契約に**自動セット**されます。 **示談交渉サービス付**

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

対物賠償保険 すべてのご契約に**自動セット**されます。 **示談交渉サービス付**

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、対物賠償保険金をお支払いします。なお、保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 落下物取片づけ費用

原因者負担費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

対物超過修理費用特約 すべてのご契約に**自動セット**されます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限りです。

(注) 対物賠償保険金をお支払いする場合に限りです。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・ 記名被保険者の配偶者
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注1)
 - ④ ①～③のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等
 - ⑤ 記名被保険者の使用者^(注2)
- (注1) 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記①②以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方以外の方をいいます。
(注2) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りです。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合
 - ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りです。

おケガの補償

補償内容

人身傷害保険 すべてのご契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合に、損害^(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度^(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害^(注3)が発生し、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度^(注4)に人身傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注3) 普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

(注4) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、保険金額が1億円以下の場合で、(注2)が適用できるときは、(注2)に定める限度額(2億円)を優先して適用します。
※ 相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^(注1)^(注2)です。

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
 - ② ①以外でご契約のお車の保有者^(注3)^(注4)
 - ③ ①および②以外でご契約のお車の運転者^(注4)^(注5)
- (注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、賠償義務者がある場合に限りです。
(注3) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。
(注4) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。
(注5) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

お車の補償

補償内容

車両保険 **すべてのご契約にセットできます。**

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額^(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 **権利保全行使費用** **運搬費用^(注2)** **盗難引取費用^(注2)** **共同海損分担費用**

(注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

車両保険「10補償限定」特約 **車両保険付き契約にセットできます。**

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車^(注)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたづら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車^(注)および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

車両価額協定保険特約 **車両保険付き契約に自動セットされます。**

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度^(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。

※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

車両保険無過失事故特約 **車両保険付き契約にセットできます。**

ご契約のお車と相手自動車^(注1)との衝突・接触事故^(注2)でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、翌保険年度または継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。^{(注3)(注4)}

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限り、

(注3) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えられません。

(注4) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

全損時諸費用特約 **車両保険付き契約にセットできます。**

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする場合にご契約のお車が全損となったときに、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。^(注)

(注) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

新車特約 **車両保険付き契約にセットできます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるときに限りセットできます。**

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。^(注2)

<お車を買替えた場合>買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と新車保険価額のうち、いずれか低い額

<全損(修理費が車両保険金額以上となる場合)ではあるがお車を修理した場合>修理費^(注3)

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合。・修理費が車両保険金額以上となる場合。
- ・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品(フェンダー、バンパー、サイドモール、カーナビゲーションシステム等)のみの損傷の場合を除きます。

(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

- ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理完了しない場合。
- ・ご契約のお車が盗難された場合。

(注3) 全損の場合に限り、

車両全損(70%)特約 **車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。**

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が発生し^(注1)、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。^(注2)

(注1) 災害救助法が適用された災害等の影響で修理工場に混雑等が発生したため、当社が損害確認に時間を要すると認められた場合で、ご契約のお車が当社の基準による一定の高さを超える浸水により被害を被ったときを含みます。

(注2) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約 **始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットできます。**

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理完了した場合に限り、

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車を所有する方です。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害

■取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

お車の補償

補償内容

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 車両保険(一般補償)付き契約にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
 - ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
 - ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
 - ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
- ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合
- ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が発生したときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。

※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

被保険者(補償を受けられる方)

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



故障・運送失

補償内容

ロードサービス費用特約 すべてのご契約に自動セットされます。

衝突・接触等の事故や故障(注1)、走行障害(注2)または落輪(注3)によりご契約のお車が走行不能となった場合(注4)に、次の保険金をお支払いします。(注5)

運搬費用 保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ・ご契約のお車を事故・故障(注1)または走行障害(注2)が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ・修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
修理後搬送 費用保険金	実際に負担した次の費用について、修理後引取費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅(保険証券記載の記名被保険者の住所)、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用
修理後引取 費用保険金	実際に負担した次の費用から1,000円を差し引いた金額について、修理後搬送費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後引取費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・修理工場等でご契約のお車が復旧した後、ご契約のお車を合理的な経路・方法により引き取るための交通費(注6)

(注1)故障とは、偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な不具合をいい、さびや部品の劣化による損傷、自然消耗による破損、リコール対象の欠陥による不具合等は含まれません。

(注2)走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

(注3)落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみをお支払いします。

(注4)走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注5)ご契約のお車が、事故・故障または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。

(注6)ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。

※ 移動費用対象外特約が自動セットされます。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方(注)です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車の所有者
- ③ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注)ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、搭乗していたとみなされる方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



故障・運送失



故障・運送失

無免許・酒気帯び

開封

地震・噴火・津波

上記に加えて

- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- キーの紛失、燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障・走行障害、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害によって発生した損害
- 積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍または砂地・湿地等が原因で、走行不能となった場合に発生した損害

ロードサービス費用特約をセットしている場合、当社のロードサービス **おクルマQQ隊** をご提供します。

- 注意**
- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「専用ダイヤル」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカー、宿泊施設や交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。
 - 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合にご利用いただけないことがあります。
 - 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中した場合や利用対象者の通話音声が悪く不良状況等により通話ができない場合には、ロードサービスをご利用いただけないことがあります。
 - 部品代・消耗品代等、ロードサービスの対象とならない費用が発生した場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではロードサービスをご利用いただけない場合があります。
 - 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要の費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。(注1)

(注1) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。

(注2) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回(新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限り、

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業(注2)

〈JAF会員向けメリット〉

お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

「走行不能」とは 物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

その他の特約

補償内容

他車運転特約 **すべてのご契約に自動セット** されます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。
・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車

(注2) 駐車中または停車中を除きます。
(注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、翌保険年度または継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※ 運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故による損害は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故による損害は補償しません。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

すべてのご契約に自動セット されます。

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等(注1)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに被保険者が被害者救済費用(注2)を負担することによって被る損害について、被害者救済費用保険金をお支払いします。(注3)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限り、また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

権利保全行使費用 **調査折衝費用**

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
(注2) 自動車製造業者等が被害者等に発生した損害を賠償するとしてした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。
(注3) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いすることができます。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

すべてのご契約に自動セット されます。

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等(注1)を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに、被害者(注2)が被る損害(注3)について、被害者救済費用保険金をお支払いします。(注4)

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
(注2) 被害者とは、事故により死傷した者、事故により所有する財物に損害を被った者または電車等を運行不能にされた者をいいます。
(注3) ご契約のお車の運転者が被害者に発生した損害を賠償するとしてした場合に、その運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。
(注4) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いすることができます。

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者またはその家族(注)
- ② ①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、車両保険の保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

(注)「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

■ 運転者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ① ご契約のお車の運転者で次のいずれかの方
・ 記名被保険者
・ 記名被保険者の配偶者
・ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ② ①以外で記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方(注)
 - ③ ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、ご契約のお車の所有者
- (注) 自動車取扱業の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■ 台風・洪水・高潮によって発生した損害
■ 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合
① 記名被保険者
② ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ① 人身事故により死傷された方(注1)
- ② 物損事故により所有する財物を損壊された方または電車等(注2)を運行不能にされた方

(注1) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。
(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■ 台風・洪水・高潮によって発生した損害
■ 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合
① 記名被保険者
② ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

用語のご説明 このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
ア行 安心パッケージ	ご契約のお車を運転中のリスクをしっかりとカバーする補償・特約をセットした当社がはじめて車を持つ方におすすめのご契約プランです。	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方 ^(注) で、保険証券に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難 ^(注1) された場合、または修理費が協定保険価額 ^(注2) 以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約については、上記と異なり、これらの特約に定める条件に該当する場合をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	夕行治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。	ナ行入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。	ハ行配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
サ行時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 ^(注) をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外觀上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		マ行満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
		ヤ行用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

忘れずに継続手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

『はじめての自動車保険』は、継続手続きを忘れてしまった場合、お車の補償がなくなってしまいます。満期を迎える前に、忘れずに継続手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

『GK クルマの保険』では、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れてしまった場合でも継続して補償を受けられる「継続手続特約」および「継続手続忘れサポート特約」をご用意しています。

保険でできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします！

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。ご契約いただける仕組みです。



ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けできませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けできませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。
※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご注意ください事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は3年とします。ただし、保険期間を1年、短期、または3年以外の長期とすることができます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

大切なご親族を見守りたいあなたへ。保険契約に関する連絡先としてご親族を登録できる制度があります。

家族Eye(親族連絡先制度)

ご契約者さまが、ご親族の同意を得たうえで、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。



どんな時に役に立つの？

- ご登録いただいた親族(以下、「連絡先親族」といいます。)から、ご契約者さまの契約情報に関してお問い合わせいただいた場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をお答えします。
- ご契約者さまと連絡が取れない等の緊急時に、当社または取扱代理店から、連絡先親族へご連絡します。

このような方にぴったりの制度です。

(例)・自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住む子どもや親族を緊急連絡先としたいというご高齢の方
・両親が高齢であり、万一の際には自分がサポートしたい、保険に関することで両親と連絡が取れない場合は取扱代理店または保険会社から直接連絡がほしいという方

※家族Eye(親族連絡先制度)の登録方法や詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

事故や故障が発生した場合の連絡先はこちら

事故発生

事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

事故だ！
どうしよう…



おまかせクイック対応！

代わって安心サービス

夜間・休日でも事故受付時にお客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関・修理工場やレンタカー会社などへお客さまに代わってご連絡します。



まかせて安心

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。



タイムリーな状況報告

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



24時間365日受付！

関係先へご連絡



事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

事故・故障発生

事故だけでなく、故障等でお車が動かない場合も対応します！

車が動かない！
どうしよう…



応急処置

現場での応急処置をサポート！

- ・バッテリー上がり時のジャンピング
- ・キー閉じ込み時のドアの解錠
- ・ガス欠時のガソリン補給(10リットルまで)
- ・パンク時のスペアタイヤ交換



レッカー対応

レッカーけん引をトータルサポート！

落輪時の引上げ費用や修理後にお車を引き取るための交通費も補償します。



24時間365日受付！

充実のロードサービス

おクルマQQ隊 専用ダイヤル

おクルマ QQ隊

0120-096-991 (無料)

※スマートフォンからお電話いただいた場合、音声ガイダンスに従ってお手続きいただくことで「おクルマQQ隊LINE公式アカウント」でのご連絡ができます。詳細は当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

このパンフレットは、新長期保険料分割払特約をセットした『はじめての自動車保険』(個人用自動車保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～19:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>